

(2) 北九州市一般廃棄物処理基本計画の推進

● 計画の趣旨

北九州市は平成5年に、ごみ処理の基本理念を「処理重視型」から「リサイクル型」に転換し、これまで、かん・びん・ペットボトルの分別収集や一般ごみ収集の有料指定袋制度の導入、紙パックとトレイの拠点回収など、さまざまな資源リサイクル施策に取り組み、市民の皆さんのご協力のもと、一定の成果をあげてきました。しかし、今後のごみ量は、ますます増加するものと予測されており、より一層のごみの減量化、資源化の取り組みが必要となっています。

そこで、北九州市のごみ処理の基本理念について、これまでの「リサイクル型」を一步進め、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）のいわゆる「3R」を基本に、再生品の需要拡大（グリーン購入）に至るまで総合的な取り組みを図る「循環型」に発展させるため、平成13年2月に、「北九州市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

この計画は市の計画であるとともに、市民や事業者の皆さんの計画でもあります。実効ある計画を推進するためにも、皆さんのご協力をお願いいたします。

主な施策

古紙の循環システム	●発生抑制対策 簡易包装の推進及びマイバッグ運動の展開 ●古紙回収の促進 家庭系古紙の回収促進（集回資源回収方式の全市的展開） 事業系古紙の回収促進（商店街における回収拠点づくり） ●再商品化事業の誘導 家畜用敷料リサイクル事業などの誘導
生ごみの循環システム	●発生抑制策 生ごみコンポスト化容器等の普及促進 ●新たなリサイクル 生分解性プラスチックの早期事業化の促進
容器包装リサイクル	●かん・びん・ペットボトル 混合収集方式の見直し ●紙パック・トレイ 回収拠点の拡充、学校牛乳パックの回収
その他のリサイクル	●木くずリサイクル 焼却工場の搬入基準の見直し 剪定枝リサイクルの検討
再使用（リユース）促進の体制づくり	●リサイクルプラザの機能充実、不用品提供の情報システムの構築
環境物品の普及促進	●市役所での使用 環境物品等の調達に関する指針の策定 ●市民等への紹介 常設展示コーナーの設置
排出事業者処理責任の徹底	●処理ガイドラインの策定
適正な収集運搬体制の確保	●事業系一般廃棄物の計画収集の見直し
減量、リサイクル体制の整備	●資源化・減量化計画書の策定事業所の拡大
広域処理の推進	●近隣市町村の要請に応じた広域処理の取り組み
緊急的措置	
焼却施設	●焼却施設の整備及びごみ発電事業の推進
最終処分場	●新門司南地区処分場の整備
不法投棄対策	
ごみ処理経費の抑制	●委託のあり方を含む収集運搬経費の抑制
ごみ収集における市民のサービスの向上	●高齢者などに配慮した収集体制の検討
環境学習拠点の整備	●環境ミュージアム、エコタウンセンターの整備
学校教育における環境教育	●副読本シリーズ化、環境教育推進の中核となる教員養成
ポイ捨て防止の徹底	●ポイ捨ての実態の把握、公共ごみ容器の適正配置、 デポジット制度の導入検討
エコタウン事業の推進	
廃棄物研究体制、人材育成体制の整備	●大学、研究機関等との連携
国際協力、国際交流の推進	

※「北九州市一般廃棄物処理基本計画」は環境局のホームページに全文を掲載しています。

理念

基本理念	今後のごみ処理の基本理念を、これまでの「リサイクル型」から「循環型」に発展
期間	平成22年度までの10年計画
目標	年間ごみ処理量49万トン体制をめざす ●発生抑制、再使用による5%減量 ●リサイクル率の引き上げ（13%→25%）

計画の目標

★年間ごみ処理量49万トン体制の維持
市内で発生するごみ量を過去3年間の傾向で予測すると、平成22年度には全体で68万6千トンになると予測されます。これを発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の取り組みにより5%の減量、さらに再資源化（リサイクル）率を11年度の13%から25%に引き上げる取り組みによって、年間のごみ処理量49万トン体制をめざします。

■基本計画の推進によるごみ量 (単位：千トン)

	平成11年度	平成22年度	
		現行のまま推移	基本計画の推進
ごみ処理量	497	594	489
一般ごみ	306	333	303
粗大ごみ	6	7	7
その他	7	7	7
自己搬入	178	247	172
資源化量 (リサイクル率)	75 (13%)	92 (13%)	163 (25%)
発生抑制量	0	0	34
計	572	686	686

基本方針

①循環システムの構築	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）から、グリーン購入に至るまでの総合的な施策の展開
②事業系ごみ対策の強化	排出事業者処理責任を明確にしたうえで、事業系一般廃棄物の資源化、減量化の徹底
③ごみ処理の広域連携	ごみ処理の効率化、適正化のための広域連携の取り組み
④適正処理の確保	ごみの適正処理を確保するための施設整備及び不法投棄対策の推進
⑤ごみ処理事業の効率化と市民サービスの向上	ごみ処理事業の効率化とコスト削減の継続的な取り組み及び市民サービスの向上
⑥環境教育の充実	循環型社会の形成や環境保全など、環境政策実現のために有効な環境教育の充実
⑦まち美化対策の強化	まち美化活動の拡大と快適な生活環境づくりの推進
⑧循環型社会のモデル都市づくり	エコタウン事業や環境国際協力など、先進的な取り組みのさらなる充実と情報発信の強化

計画の推進

基本計画の周知	●市民、事業者、市共通の指針としての浸透を図るための計画の周知（パンフレットの作成、出前講演など）
基本計画の進行管理	●フォローアップ委員会の評価、市民意見を施策に反映 ●進捗状況の市民への公表
基本計画の見直し	●社会状況やごみ量の変化に的確に対応するための計画の見直し